



2023年5月29日

各位

会社名 日本食品化工株式会社  
代表者名 代表取締役 社長 荒川 健  
(コード番号 2892 東証スタンダード)  
問合せ先 総務人事部長 山本 浩章  
( TEL. 0545-52-3781 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月28日開催予定の第102期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 中間配当制度の規定新設

- ① 株主への利益還元を充実させるため、現在年1回の期末配当に加え、中間配当制度を導入するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(<u>期末配当金</u>) 第 43 条 本会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。 <u>(新設)</u></p>	<p>(<u>剰余金の配当</u>) 第 43 条 本会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。 <u>(2)前項の他、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。</u></p>

<p>(<u>期末配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第 44 条</p> <p>期末配当金が、<u>支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、</u>本会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(2)未払の期末配当金には利息をつけない。</p>	<p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第 44 条</p> <p>期末配当金および中間配当金が、<u>支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、</u>本会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(2)未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: right;">(2023年6月28日改正)</p>
--	--

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2023年6月28日

定款変更の効力発生日 2023年6月28日

以 上